

平成 年分「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する領収書等明細一覧チェックシート

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」で規定されている「結婚・子育て資金（《結婚・子育て資金について》ご参照）」として支払ったことに相違ありません。	チェック欄
	□

	お客さま（ご本人）
口座番号	
署名（氏名）	
住所又は居所	
電話番号	

1. 結婚・子育て資金支払領収書等の提出明細一覧

	支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日/期間	領収書枚数	金額
婚礼費用						
家賃費用						
引越費用						
結婚に際して支出する費用（=① 300万円まで）					枚	円
	支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日/期間	領収書枚数	金額
不妊治療						
妊婦健診費用						
出産費用						
産後ケア費用						
子の医療費用						
子の育児費用						
妊娠・出産・および育児費用（=②）					枚	円
総合計（=①+② 1,000万円まで）					枚	円

（注）詳細については、別紙「①費目リスト」「②-1 支払先一覧」「②-2 子の育児に係る費用の支払先一覧」「③-1 領収書等における確認事項（結婚費用）」「③-2 領収書等における確認事項（子育て費用）」「④領収書等以外に必要な書類」を参照願います。

2. 今回ご提出いただく「1」の「領収書等」チェック表（該当する回答を○で囲んでください）

チェック項目		回答欄	
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ
(2)	「領収書等」は、全てご本人の「結婚・子育て資金」として直接支払ったご資金ですか。 （注）上記「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいう。 ①結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用および引越に要する費用のうち一定のもの。（300万円を限度とする） ②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費および子の保育料のうち一定のもの（①+②で1,000万円を限度とする）	はい	いいえ
(3)	（「領収書等」のうち領収書について）		
	① 領収書には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要。	はい （該当なし）	いいえ
	② 領収書は原本をご提出いただいていますか。	はい （該当なし）	いいえ
(4)	（「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する資料」（注）について） （注）「支払の事実を証する書類」は、内閣府ホームページのQ&A（Q3-3）で例示。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。		
	① 「支払の事実を証する資料」には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要。	はい （該当なし）	いいえ
	② ご提出いただいた「支払の事実を証する資料」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか（過去提出分を含む）。	はい （該当なし）	いいえ
(5)	「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 （注）「請求書」は「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(6)	「領収書等」の日付は、昨年1月1日以降のものでしょうか。 （注）一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。また、結婚・子育て資金贈与税非課税措置を受けるための口座に最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(7)	「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日を過ぎていませんか。 （注）支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ

（注）「(3)」、「(4)」については、結婚式場等に対する支払の場合で、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）が明らかでない場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）を記載し、受贈者自身が署名押印することにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。

【ご注意ください】

結婚・子育て資金管理契約に係る預金口座からの年内の払出分について、結婚・子育て費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払に係る「領収書等」の金額は実際の支払日を含む年（年明け後の年）の「結婚・子育て資金支出額」とされることにご留意ください。

《結婚・子育て資金について》

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる結婚・子育て資金の範囲については、内閣府ホームページの「Q&A」とあわせて掲載されていますので、ご参照ください。

【内閣府ホームページ：「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる結婚・子育て資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。